

寄居町わがまち特例（償却資産で主要なもの）

※根拠法令は、令和7年度現在のものです

特例対象	適用期限	特例率	対象資産の例	取得時期	根拠法令	町税条例	備考
家庭的保育事業	期限なし	1/2	児童福祉法の規定により家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	H30.4.1 以降	地方税法第349条の3第27項	寄居町税条例第61条の2第1項	
居宅訪問型保育事業	期限なし	1/2	児童福祉法の規定により居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	H30.4.1 以降	地方税法第349条の3第28項	寄居町税条例第61条の2第2項	
事業所内保育事業	期限なし	1/2	児童福祉法の規定により事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産	H30.4.1 以降	地方税法第349条の3第29項	寄居町税条例第61条の2第3項	
汚水又は廃液処理施設	期限なし	1/3	水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水、または廃液の処理施設のうち、沈殿または浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等	R6.4.1 ～ R8.3.31	地方税法附則第15条第2項第1号	寄居町税条例附則第10条の2第1項	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
下水道除害施設	期限なし	4/5	下水道法施行令で定める基準に従い下水による障害を除去するために設置した施設で、沈殿又は浮上装置、油水分離装置、中和装置、酸化又は還元装置等	R6.4.1 ～ R8.3.31	地方税法附則第15条第2項第5号	寄居町税条例附則第10条の2第2項	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
都市再生における公共施設等（特定都市再生緊急整備地域を除く）	5年間	3/5	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が都市再生緊急整備地域において、一定の認定事業により取得した公共施設及び一定の都市利便施設	R5.4.1 ～ R8.3.31	地方税法附則第15条第14項	寄居町税条例附則第10条の2第3項	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
特定再生可能エネルギー発電設備 (太陽光)	1,000kW未満	3年間	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備の対象外であって再生可能エネルギー事業者支援事業に係る補助を受けて取得した設備	R6.4.1 ～ R8.3.31	地方税法附則第15条第25項第1号イ	寄居町税条例附則第10条の2第10項	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
	1,000kW以上				地方税法附則第15条第25項第3号イ	寄居町税条例附則第10条の2第15項	
特定再生可能エネルギー発電設備 (風力)	20kW未満	3年間	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備	R6.4.1 ～ R8.3.31	地方税法附則第15条第25項第3号ロ	寄居町税条例附則第10条の2第16項	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
	20kW以上				地方税法附則第15条第25項第1号ロ	寄居町税条例附則第10条の2第11項	
特定再生可能エネルギー発電設備 (地熱)	1,000kW未満	3年間	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備	R6.4.1 ～ R8.3.31	地方税法附則第15条第25項第1号ハ	寄居町税条例附則第10条の2第12項	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
	1,000kW以上				地方税法附則第15条第25項第4号ロ	寄居町税条例附則第10条の2第19項	
特定再生可能エネルギー発電設備 (水力)	5,000kW未満	3年間	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備	R6.4.1 ～ R8.3.31	地方税法附則第15条第25項第4号ハ	寄居町税条例附則第10条の2第18項	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
	5,000kW以上				地方税法附則第15条第25項第3号イ	寄居町税条例附則第10条の2第17項	

特定再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス)	1万kW未満	3年間	1／2	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備	R6.4.1 ～ R8.3.31	地方税法附則第15条第25項第1号ハ	寄居町税条例附則第10条の2第20項	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。
	1万kW以上 2万kW未満		2／3			地方税法附則第15条第25項第4号ニ	寄居町税条例附則第10条の2第13項	
雨水貯留浸透施設	期限なし	1／3	特定都市河川浸水被害対策法または下水道法に規定する認定事業者が、雨水貯留浸透施設整備計画に基づき整備した雨水貯留浸透施設	R3.11.1 ～ R9.3.31	地方税法附則第15条第40項	寄居町税条例附則第10条の2第25項	※当該期間より前に取得したものは、従前の法令に従います。	